

公益財団法人静岡県舞台芸術センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県舞台芸術センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等を行うことにより、静岡県の芸術文化の振興を図り、もって香り高い文化の創出に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 舞台芸術の創造及び公演
- (2) 舞台芸術に関する人材の育成
- (3) 舞台芸術に関する活動の支援
- (4) 舞台芸術関係施設の管理運営
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければ

ばならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を互選により評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人であつて、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 芸術総監督の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも1週間前までに各評議員に対して通知しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会会長が行うものとする。ただし、評議員会会長に事故があるときは、他の評議員がこれに当たる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 芸術総監督の解任

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員の中から、当該会議において選任された議事録署名人の2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会が別に定める選定基準に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、芸術局が所掌する業務を執行し、専務理事は、事務局が所掌する業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結

の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の一部免除)

第29条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条の規定により、理事及び監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 芸術総監督の推薦

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、他の理事がこれに

当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。ただし、第33条ただし書きに該当する場合は、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第8章 芸術総監督

(芸術総監督の設置)

第36条 この法人に芸術総監督を1名置く。

- 2 芸術総監督は、理事会が推薦し、評議員会において選任して、評議員会会長が委嘱する。
- 3 芸術総監督は、第3条の目的を達成するため、第43条に定める芸術局に関し、理事会の承認を経て、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 芸術局の事業の企画立案
 - (2) 芸術局の予算案の作成
 - (3) 芸術局の職員の人事案の作成
- 4 芸術総監督が次のいずれかに該当するときは、評議員の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該芸術総監督にあらかじめその旨を通知するとともに、解任の決議を行おうとする評議員会において決議する前に、当該芸術総監督に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 芸術総監督の職務の遂行がこの法人の目的に合致しないとき、又はこの法人の運営に支障をきたすと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務違反その他芸術総監督としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 5 前各項に定めるもののほか、芸術総監督に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第9章 顧問

(顧問)

第37条 この法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長から諮問された事項について参考意見を述べることを職務とする。
- 4 顧問は、この法人の業務執行の決定その他の権限を有しない。
- 5 顧問は、無報酬とする。

- 6 顧問の任期は、第26条第1項の規定を準用する。この場合において「理事」を「顧問」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 この法人の目的及び事業に賛同してこの法人の活動を支援する個人及び団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 芸術局及び事務局

(芸術局)

第43条 この法人が行う舞台芸術の創造、舞台芸術に関する人材の育成等の芸術活動を行うため、芸術局を置く。

- 2 芸術局には、局長その他の職員を置く。
- 3 芸術局の職員は、副理事長が任免する。ただし、芸術局長については、理事長が任免する。
- 4 芸術局の組織及び所掌事務、職員の事務分掌、給与等に関し必要な事項については、副理事長が別に定める。ただし、芸術局長の給与に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(事務局)

第44条 この法人の芸術局が所掌する芸術活動以外の事務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局には、局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び所掌事務、職員の事務分掌、給与等に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長、副理事長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

理事長	松井 純
副理事長	宮城 聡
専務理事	中沖 英敏
- 4 この定款は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この定款は、平成29年6月16日から施行する。
- 6 この定款は、令和4年4月1日から施行する。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A019753
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県舞台芸術センター

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤
オオシタ	ヨシユキ	太下	義之	非常勤
コウガ	マサアキ	甲賀	雅章	非常勤
イトウ	アツコ	伊藤	敦子	非常勤
タカダ	カズフミ	高田	和文	非常勤
ナカミチ	イクヨ	仲道	郁代	非常勤
イトウ	ヤスオ	伊藤	裕夫	非常勤
オオクボ	ミツオ	大久保	満男	非常勤
タキ	ヨウコ	瀧	容子	非常勤
キラ	ユキ	吉良	有紀	非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
シライ	ヨシヒサ	白井	嘉尚	非常勤		レ
スズキ	スミコ	鈴木	壽美子	非常勤		レ
ミヤギ	サトシ	宮城	聡	常勤		
イワセ	ワコ	岩瀬	和子	非常勤		レ
テラダ	セイコ	寺田	聖子	非常勤		レ
エザキ	カズアキ	江崎	和明	非常勤		レ
オオスガ	ノブアキ	大須賀	紳晃	非常勤		レ
イトウ	キミヤス	伊藤	公保	非常勤		レ
クサマ	ミチヨ	草間	路代	非常勤		レ
ナカニシ	カツノリ	中西	勝則	非常勤	レ	レ
シブヤ	ヒロフミ	渋谷	浩史	常勤		
オゼキ	マサシ	小関	雅司	非常勤		レ

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
コナガヤ	ヒロシ	小長谷	洋	非常勤	レ
ワタナベ	サトル	渡邊	悟	非常勤	レ

令和6年度事業報告

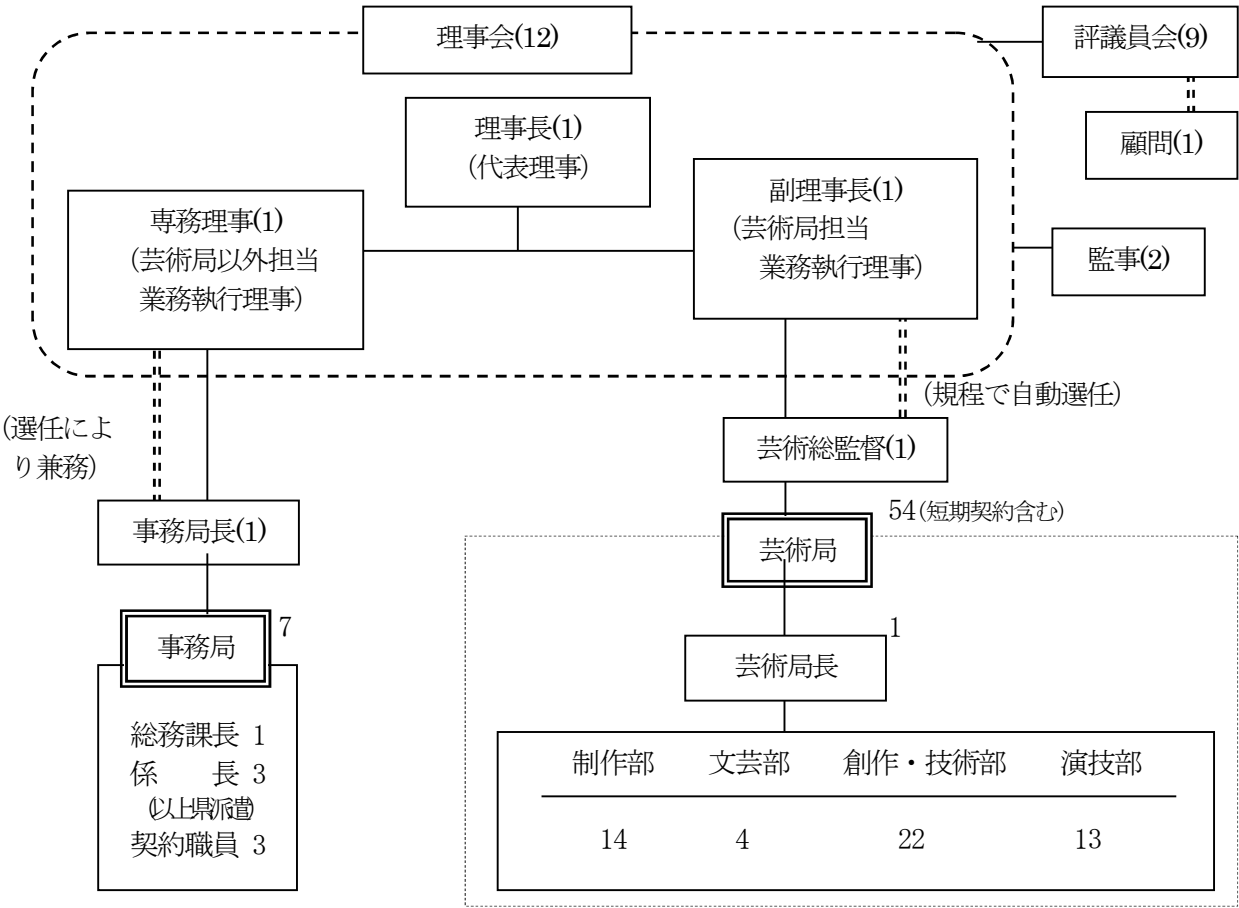
1 事務管理の概要

(1) 理事会等の開催状況

開催年月日	会議	主な内容	
令和6年4月15日	みなし決議に関する理事会	・評議員会の開催	・全ての理事から可決を得た。
令和6年4月25日	みなし決議に関する評議員会	・理事評議員の選任	・全ての評議員から承認を得た。
令和6年5月27日	第1回理事会	・令和5年度事業報告 ・令和5年度決算報告 ・令和6年度定時評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
令和6年6月13日	定時評議員会	・令和5年度決算報告	・出席者全員が賛成し、承認を得た。
令和6年12月2日	第2回理事会	・令和6年度事業計画の変更 ・令和6年度収支予算の変更 ・令和6年度第2回評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
令和6年12月25日	第2回評議員会	・令和6年度事業計画の変更 ・令和6年度収支予算の変更 ・公益財団法人静岡県舞台芸術センター職員給与規程の改正	・出席者全員が賛成し承認を得た。
令和7年3月7日	第3回理事会	・令和7年度事業計画 ・令和7年度収支予算 ・令和6年度第3回評議員会の招集	・出席者全員が賛成し可決した。
		・芸術総監督の推薦 ・宮城副理事長兼芸術総監督との演出契約の締結	・宮城副理事長兼芸術総監督を除く出席者全員が賛成し可決した。
令和7年3月24日	第3回評議員会	・令和7年度事業計画 ・令和7年度収支予算	・出席者全員が賛成し承認を得た。

(2) 組織体制

令和6年度の事務局及び芸術局の組織は、下図のとおりである。(令和7年3月31日現在)



(3) 基本財産の状況

運用については、公債又は定期預金による確実な運用に努めた。(単位：百万円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	22年度	23年度	24年度	25年度	令和元年度
基本財産の 造成・取崩	500	500	400	300	△50	△80	△70	△180	△100

※ 令和7年3月31日現在残高 12億2千万円(公債:額面額)

(4) 許認可及び登記の状況

年月日	内容
令和6年6月13日	評議員の辞任・就任、理事の辞任・就任

2 事業の概要

(1) 基本方針

俳優、専門技術スタッフを擁する本格的な文化事業財団として、舞台芸術の創造と公演活動を行うとともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を図り、もって国内外への積極的な情報発信に努め、静岡県の高い文化の創出に寄与する。

(2) 財団の事業

【公益事業】

舞台芸術の創造と公演活動や、優れた舞台芸術の紹介、舞台芸術に関する人材の育成、舞台芸術活動の支援を行うことで、芸術文化の振興を図り、静岡県を『演劇の都』とすることで、世界各国の文化との交流の促進や、優れた特徴ある静岡県の情報を国内外に発信する事業を実施した。

① 舞台芸術の創造と公演

国内外において、舞台芸術のオリジナル作品等の創造と公演を行うとともに、海外等からの招聘作品の公演を行った。

ア 県内公演

開催日・時期	区分	演目	公演数	鑑賞者数
4月27日 ～5月6日	ふじのくにせかい 演劇祭 2024	『かもめ』 『友達』 『檜山節考』 『マミ・ワタと大きな瓢箪』 『かちかち山の台所』	13	2,089 人
5月3日 ～5月6日	ふじのくに野外芸術 フェスタ 2024 (※)	『白狐伝』 静岡公演	4	2,033 人
5月25日		『白狐伝』 浜松公演	1	720 人
7月25日	TECH BEAT Shizuoka2024	『伊豆の踊子』	1	199 人
10月2日 ～3月7日	S P A C秋→春の シーズン（中高生 舞台芸術鑑賞事業）	『イナバとナバホの白兎』	35 (27)	6,732 人 (4,871 人)
		『象』	4 (一)	559 人 (一人)
		『メナム河の日本人』	43 (26)	5,847 人 (4,844 人)
合 計			101 (53)	18,179 人 (9,715 人)

() は、中学生・高校生舞台芸術鑑賞事業の公演数で内数

(※) は、ふじのくに野外芸術フェスタ実行委員会からの受託事業

○前記のうち、県内出張公演

開催日	演 目	会 場	公演数	鑑賞者数
5 月 25 日	『白狐伝』	浜名湖花博会場 (浜名湖ガーデンパーク)	1	720 人 (ふじのくに野外芸術フェスタ)
12 月 5 日～12 日	『イナバと ナバホの白兎』	浜松市福祉交流センター (※)	6 (5)	1,320 人 (960 人)
12 月 18 日～21 日		沼津市民文化センター (※)	4 (3)	978 人 (726 人)
合 計			11 (8)	3,018 人 (1,686 人)

() は、中学生・高校生舞台芸術鑑賞事業の公演数で内数

(※) は、「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業」(県委託) との共催

イ 県外出張公演

開催日	演 目	会 場	公演数	鑑賞者数
5 月 17 日～19 日	『友達』	鳥の劇場 (鳥取県鳥取市)	3	345 人
5 月 30 日、31 日		米子市文化センター (鳥取県米子市)	2	706 人
9 月 7 日、8 日	『象』	利賀芸術公園 (富山県 南砺市)	2	312 人
合 計			7	1,363 人

ウ 海外公演

開催日	演 目	会 場	公演数	鑑賞者数
6 月 27 日～30 日	『天守物語』	孤独外劇場 (中国阿那亜)	4	2,954 人
合 計			4	2,954 人

エ その他

(ア) おはなし劇場

子育て世代の親子を対象に、絵本の読み聞かせとは違い、俳優の声と音楽でつくる物語の世界を創作し、演劇について理解を深めてもらう企画を県内各地で実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
7月8日～ 12日、17日	『なむちんかむちん』	6	363人	三島市内保育園 他
7月27日		1	50人	かななみ知恵の 和館
10月30日		1	25人	つばさ静岡
11月19日		1	80人	日吉町保育園
合計		9	518人	

(イ) インクルーシブシアター

障害や言葉の壁を越えて楽しむことができる作品を創作・上演し、年齢や障害の有無に関わらず楽しめる観劇機会を提供した。

開催日	演目	回数	鑑賞者数	会場
11月16日、17日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』バリアフリー公演、ベイベー向け公演	4	138人	浜松市鴨江アートセンター
11月8日 ～12月4日	『ちかくにあるとおく ～鏡の国のアリスより～』学校訪問公演(※)	5	481人	浜北特別支援学校、南伊豆町立南中小学校他
合計		9	619人	

(※) は、「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業」

(ウ) 演劇サロン

SPAC秋→春のシーズン3作品の稽古見学など、クリエイションの現場を公開し、創作過程に立ち会うサロン企画を実施した。

開催時期	内容	回数	参加者数	会場
7月27日 ～1月18日	施設見学、演目に関する講座、稽古見学、トークショー等	19 (※)	22人	静岡芸術劇場、稽古場、リハーサル室

(※) 現地開催以外、作品ごとにメール配信も実施。

(エ) お茶摘み体験

舞台芸術公園の茶畑を開放して、SPACのスタッフも参加してお茶摘み体験を実施した。(令和6年4月29日)

(オ) 各種トークイベント、ワークショップ等の開催

県内各地で、団体等からの依頼を受け、下記に記載のほか、俳優やスタッフ等によるトークイベントやワークショップなどを実施した。

開催日	内容	回数	鑑賞者数	会場
9月14日、15日	「インドはままつフェスティバル」にてグリーティングパフォーマンスを実施	2	—	新川モール（浜松市）
1月10日、17日※	「モニター・ファムツアー」として俳優による園内バックステージツアーを実施(※前日の『伊豆の踊子』観劇と同時開催)	2	17人	舞台芸術公園
11月25日、27日	俳優によるおもてなし「SHOGUN'S DREAM」を実施	2	—	東照宮、日本平ロープウェイ他

(カ) 劇場外での出張劇場・朗読公演等の実施

自治体や地域団体等からの依頼を受け、県内各地域への出張劇場や朗読公演等を行った。会場では、SPACの活動紹介を合わせて実施した。

開催日	内容	回数	鑑賞者数	会場
6月3日、5日、6日、10日	『ころべばいいのに』(※)	6	617人	静岡市立安倍口小学校、菊川市立横地小学校他

11月3日、5日	『おっちゃん 次郎長はん！』	3	900人	船宿末廣（静岡市）
11月15日	『恋をしに行く・令和異体』	1	180人	専修大学（東京）
11月26日、27日	『ちかくにあるとおく〜鏡の国のアリスより〜』（※ ¹ ）	2	180人	島田市立五和小学校
1月9日、16日※	『伊豆の踊子〜旅のお座敷編』（モニター・ファムツアー）（※翌日の舞台芸術公園バックステージツアーと同時開催）	2	199人	新井旅館（伊豆市）
1月15日	『鵜の話』	1	60人	袋井特別支援学校 磐田見付分校
2月23日	『古事記エピソード1/ヤマタノヲロチ』（富士山の日フェスタ）	1	300人	御殿場高原ホテル
合計		16	2,436人	

（※¹）は、「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業」

（キ）「ストレンジシード」の実施

招聘団体に加え公募により選出された団体が、市内各所で演劇やダンス等のパフォーマンスアートを披露する「ストレンジシード」を実施した。

開催期間	内容	出演団体数	鑑賞者数	会場
5月4日～6日	演劇やダンス等のパフォーマンスアーツ	12	13,768人	駿府城公園内及びその周辺市街地

※ふじのくに野外芸術フェスタ実行委員会主催

（ク）「私のあしながおじさんプロジェクト for Family 2024」の実施

県内のひとり親家庭支援及び就学援助を受けているご家庭に鑑賞チケットをプレゼントし、「親子で一緒に本格的な演劇作品を鑑賞する」という体験を届けるプロジェクト。各地域の関係団体等の協力の下で実施した。

開催日	演目	鑑賞者数	会場
12月7日、8日	『象』	4名	静岡芸術劇場
12月7日	『イナバとナバホの白兎』	4名	浜松市福祉交流センター
12月21日	『イナバとナバホの白兎』	23名	沼津市民文化センター
1月19日、3月2日	『メナム河の日本人』	8名	静岡芸術劇場
合計		39名	

② 舞台芸術に関する人材育成

ア SPAC演劇アカデミーの実施

高校生を対象とした1年制の演劇学校。4期生9人の高校生たちに対してSPACの俳優やスタッフ等がきめ細かな指導を行い、演劇を学んだ。具体的には、名作戯曲の上演に向けての稽古や、教養と英語の学習等を行ったほか、成果発表会を実施した。

【成果発表会】

開催日	演目	鑑賞者数	会場
3月23日	『道成寺』	195人	静岡芸術劇場

イ SPACシアタースクールの実施

夏休み期間中に、県内の中学1年生から高校3年生の生徒たちに、講義や実技、鑑賞を通じて、演劇の魅力をより深く体感してもらうことを目的としてシアタースクールを実施し、最終日にはその成果の発表会を行った。

【成果発表会】

開催日	演目	参加者数	会場
8月17日、18日	『オフェリアと影の一座』	405人	静岡芸術劇場

ウ 「スパカンファン・プラス＝SPAC-ENFANTS-PLUS」の実施

フランスを拠点に国際的な活動を展開する振付家・ダンサーのメルラン・ニヤカム氏を迎え、オーディションで選ばれた静岡の中高生と55歳以上のメンバーとともに新しい舞台を創造するプロジェクトであるスパカンファン・プラスを実施した。

(※SPAC-ENFANTS＝フランス語でスパックの子どもたち)

開催日	演目	参加者数	会場
8月24日、25日	ワーク・イン・プログレス発表会	112人	静岡芸術劇場

エ 「SPACこども大会」の開催

子どもたちの感性あふれる表現力を育くむとともに、次世代の舞台芸術の担い手を育て応援するため、県内の小学生を対象として、歌唱、舞踊、演奏、その他様々な身体芸などの才能を発揮する「こども大会」を実施した。

開催日	内容	参加者数	入場者数	会場
3月15日、16日	歌唱、舞踊、演奏、その他様々な身体芸の発表	50人	194人	静岡芸術劇場

オ 「SPACシアターアーツ・ラウンジ」の開講

演劇後に、演劇の感想・批評をはじめ、様々なテーマについて、討議・意見交換を行うアーティストトークを実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
10月20日	『イナバとナバホの白兎』	1	117人	静岡芸術劇場
12月8日	『象』	1	135人	
1月18日、3月1日	『メナム河の日本人』	2	248人	
合計		4	500人	

カ バックステージツアーの実施

演劇後に、SPAC創作・技術部を中心に、舞台裏の案内を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
10月27日、 11月3日、4日、9日	『イナバとナバホの白兎』	4	151人	静岡芸術劇場
12月14日、15日	『象』	2	50人	
1月19日、3月2日	『メナム河の日本人』	2	73人	
合計		8	274人	

キ 「はじめての演劇鑑賞講座」の実施

上演作品について、より深く理解してもらうため、SPAC俳優や文芸部により上演作品の解説を行う演劇鑑賞講座を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
10月19日	『イナバとナバホの白兎』	1	23人	静岡芸術劇場
12月8日、14日	『象』	2	29人	
1月19日、3月2日	『メナム河の日本人』	2	33人	
合計		5	85人	

ク 「ストリートシアター グローバル人材育成プロジェクト”STRANGE Lab.”」

ストリートシアターの伴走支援として、海外での活躍を目指す若手アーティストを育成するプロジェクト”STRANGE Lab.”を立ち上げ、第1回ゼミを実施した。

開催期間	内容	参加者数	会場
3月5日	「第1回ストリートシアターってなんだ？ゼミ」の開催	22人	静岡芸術劇場

ケ 教育旅行の受入れ

仏ルーアン市立コンセルヴァトワールから学生を受け入れ、SPAC 演劇アカデミーとトレーニング等を通して交流を図る「日仏学生舞台芸術交流プログラム」を実施した。

開催期間	内容	受入数	会場
11月2日～4日	合同トレーニング、パフォーマンス披露 等	20人	舞台芸術公園 静岡芸術劇場

コ 「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業（演劇）」の実施

静岡県からの委託を受け、県内における芸術文化の振興と裾野の拡大を目的とし、子どもたちが多様な文化と出会い、体験する機会を提供するプログラムを実施した。

(ア) 学校訪問プロジェクト

「ひらけ！パフォーミングアーツのとびら」と題し、県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブなどをSPACの俳優・スタッフが訪問し、子どもたちが演劇を体験する機会を提供した。

開催期間	内容	施設数	参加者数	会場
5月18日～ 1月22日	ワークショップ、ダンスプログラム、出前劇場 等	18	1,946人	静岡学園中学校 静岡市立安倍口小学校他

(イ) 出張公演（再掲）

地域の公共ホール等で中学校・高校・特別支援学校を対象とした出張公演を行い、遠隔地の子どもたちに本物の演劇に触れる機会を提供した。

開催日	演目	公演数	鑑賞者数	会場
12月12日	『イナバとナバホの白兎』	1	291人	浜松市福祉交流センター
12月19日	『イナバとナバホの白兎』	1	440人	沼津市民文化センター
合計		2	731人	

サ 「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業（おやこ小学校）」の実施

静岡県からの委託を受け、芸術に触れる体験機会の少ない小学生及びその保護者を対象とした親子向け講座を実施した。

開催日	内容	日数	鑑賞者数	会場
6月8日～23日	算数、国語、体育などのレクチャー、ワークショップ	6	226人	静岡芸術劇場
7月6日～14日		4	148人	長泉文化センター ベルフォーレ

7月20日～28日		4	125人	浜松市鴨江アートセンター
合計		14	499人	

シ 「静岡県子どもが文化と出会う機会創出事業（インクルーシブシアター）」の実施（再掲）
静岡県からの委託を受け、障害や言葉の壁を越えて楽しむことができる作品を創作・上演し、年齢や障害の有無に関わらず楽しめる観劇機会を提供した。

開催日	演目	回数	鑑賞者数	会場
11月8日～ 12月4日	『ちかくにあるとおく ～ 鏡の国のアリスより～』 学校訪問公演	5	481人	県立浜北特別支援学校、南伊豆町立南中学校他

③ 舞台芸術に関する活動の支援

ア 「SPAC県民月間」の実施

県内を中心に、演劇やダンス、音楽等の舞台芸術活動を行っている団体を募集し、舞台芸術公園を使用しての自主的な創造・上演活動を支援した。

開催日	団体名	演目	公演数	鑑賞者数	会場
8月24日、25日	K's pro.	『ピッチフォーク・エンジェル』	2	371人	野外劇場「有度」
2月22日、23日	劇団 MUSES	『走れロメス』	2	69人	稽古場棟 「BOX シアター」

イ 人材の派遣と技術支援

静岡県や県内市町、県内大学等へ委員・講師などとして派遣した。

派遣先	内容
静岡県	文化政策審議会 委員派遣
静岡県	ふじのくに子ども芸術大学実行委員会 委員派遣
静岡県	小・中・高校教員初任者研修 講師派遣
東京大学大学院	人文社会系研究会講師派遣
静岡大学	「＜現代＞の芸術－文学・演劇・美術」講師派遣
静岡県立大学	「日常生活のための演劇ワークショップ」講師派遣
静岡文化芸術大学	「舞台運営論」講師派遣
専修大学	演劇ワークショップ講師派遣
昭和女子大学	特殊研究講座講師派遣
清水南中学校	「表現」授業講師派遣
清水南高等学校	「探求と表現」講師派遣
静進情報高等専修学校	キャリアデザイン講師派遣
磐田市立東部小学校	音読指導ワークショップ講師派遣
静岡市立中央図書館	「発声・発音エクササイズ」講師派遣
スズキ株式会社	「演劇的手法による企業経営コミュニケーション能力の磨き上げプログラム」ワークショップ講師派遣
協和医科器械株式会社	講演会講師派遣

ウ 舞台芸術に関する研究誌の発行

「ふじのくにせかい演劇祭」や「秋→春のシーズン」のテーマ等について、各界の専門家による対談や論考を掲載した研究誌「劇場文化」を発行した。

④ 「ふじのくにせかい演劇祭 2024」の開催（再掲）

静岡から世界に向けて演劇の魅力等を発信する国際的な舞台芸術の祭典「ふじのくにせかい演劇祭 2024」を開催した。

開催期間	令和6年4月27日（土）～5月6日（月・振休）
会場	静岡芸術劇場、舞台芸術公園、グランシップ
作品数	5作品
鑑賞者数	2,089人

〔作品一覧〕

作品	演出家・出演団体等	公演数	会場
『かもめ』（ドイツ）	演出：トーマス・オスターマイアー 制作：ベルリン・シャウビューネ	4	静岡芸術劇場
『マミ・ワタと大きな瓢箪』（フランス）	演出・振付・出演：メルラン・ニヤカム 制作：ラ・カルパスカンパニー	1	グランシップ （交流ホール）
『友達』 （静岡－鳥取）	演出：中島諒人 制作：（特非）鳥の劇場、SPAC	2	舞台芸術公園 （野外劇場）
『檜山節考』（富山）	上演台本・演出：瀬戸山美咲 制作：SCOT	3	舞台芸術公園 （楢円堂）
『かちかち山の台所』 （静岡）	演出：石神夏希 製作：SPAC	3	舞台芸術公園
合計		13	

⑤ 「SHIZUOKA せかい演劇祭 2025」の開催準備

令和7年度に開催する「SHIZUOKA せかい演劇祭 2025」の内容検討・広報等の諸準備を行った。

⑥ 「ふじのくに野外芸術フェスタ 2024」の開催（再掲）

野外芸術で「ふじのくに」の魅力を発信し、賑わいを創出することにより、国内外からの誘客や交流人口の拡大につなげ、「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指す、ふじのくに野外芸術フェスタ 2024 を実施した。

ア 静岡公演（駿府城公園（静岡市葵区））

開催期間	演目	出演団体等	公演数	鑑賞者数
5月3日～6日	『白狐伝』	演出：宮城聡 出演：SPAC	4	2,033人

イ 浜松公演（浜松城公園（浜松市中央区））

開催日	演目	出演団体等	公演数	鑑賞者数
5月25日	『白狐伝』	演出：宮城聡 出演：SPAC	1	720人

ウ ストレンジシード

開催期間	内容	出演団体数	鑑賞者数	会場
5月4日～6日	演劇やダンス等のパフォーミングアーツ	12	13,768人	駿府城公園内及びその周辺市街地

⑦ 舞台芸術公園の管理（県からの指定管理業務）

ア 舞台芸術公園の維持管理業務

指定管理業務の内容			
施設内警備	施設内清掃	空調設備保守点検	消防設備保守点検
電機設備保守点検	給水設備保守点検	汚水処理施設保守点検	舞台照明設備保守点検
舞台音響設備保守点検	舞台機構設備保守点検	植栽等園地管理	公園内施設の各種修繕
施設内警備	施設内清掃	空調設備保守点検	消防設備保守点検

イ 公園利活用の促進

舞台芸術公園の魅力向上及び舞台芸術への理解醸成を図るため、国内外の舞台芸術の歴史やSPACの歩み等を掲示する演劇ミュージアム「せかいの劇場ミニミュージアムてあとりん」を舞台芸術公園A棟内(カチカチ山)にて運営した。

(ア) 「てあとりんデー！」の開催

舞台芸術公園と演劇ミュージアム「せかいの劇場ミニミュージアムてあとりん」を県民に楽しんでもらうため、「てあとりんデー！」を実施した。

開催日	内容	回数	参加者数	会場
10月26日	読書会、SPAC俳優のガイドによる 園内ツアー、ワークショップ等	1	83人	舞台芸術公園
11月23日		1	75人	
1月25日		1	74人	
3月29日		1	199人	
合計		4	431人	

⑧ 賛助会員及びSPACの会

ア 会員の状況（令和7年3月31日現在）

		人数及び団体数
賛助会員	個人	10人
	法人	42団体
	個人特別	2人
	法人特別	4団体
SPACの会	個人	345人
	法人サポーターズクラブ	12団体

【収益事業】

① カフェ・物販事業の実施

舞台芸術への理解や知識を深めるとともに、SPACの活動に親しみを持ってもらうことを目的に、書籍やTシャツ等の販売、カフェの営業等を行った。

② 舞台芸術公園飲料自動販売機設置運用事業の実施

舞台芸術公園の利用者サービスの向上と当法人の収入確保に寄与するため、舞台芸術公園に飲料自動販売機を設置し運用した。

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	32,194,483	44,976,686	-12,782,203
未収金	48,566,630	66,306,012	-17,739,382
前払金	618,237	570,213	48,024
仮払金	200,000	226,220	-26,220
棚卸資産	3,269,154	3,356,186	-87,032
流動資産合計	84,848,504	115,435,317	-30,586,813
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,218,583,200	1,249,739,344	-31,156,144
定期預金（基本財産）	11,899,871	8,136,927	3,762,944
基本財産合計	1,230,483,071	1,257,876,271	-27,393,200
(2) 特定資産			
中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産	40,000,000	40,000,000	0
退職給付引当資産	4,404,000	4,072,000	332,000
賞与引当資産	2,229,000	1,764,000	465,000
特定資産合計	46,633,000	45,836,000	797,000
(3) その他固定資産			
建物	707,266	913,419	-206,153
構築物	1,841,179	1,893,341	-52,162
車両運搬具	3,810,443	6	3,810,437
工具器具備品	22,209,375	16,007,560	6,201,815
機械装置	2	2	0
電話加入権	1,201,200	1,201,200	0
投資有価証券	0	249,056	-249,056
その他固定資産合計	29,769,465	20,264,584	9,504,881
固定資産合計	1,306,885,536	1,323,976,855	-17,091,319
資産の部合計	1,391,734,040	1,439,412,172	-47,678,132
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	64,253,373	51,541,007	12,712,366
前受金	3,143,600	2,529,500	614,100
預り金	2,754,635	2,968,946	-214,311
仮受金	175,655	282,355	-106,700
賞与引当金	2,229,000	1,764,000	465,000
流動負債合計	72,556,263	59,085,808	13,470,455
2 固定負債			
長期未払金	0	88,572	-88,572
退職給付引当金	4,404,000	4,072,000	332,000
固定負債合計	4,404,000	4,160,572	243,428
負債の部合計	76,960,263	63,246,380	13,713,883
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産評価損益	10,483,071	37,876,271	-27,393,200
静岡県出捐金	1,260,000,000	1,260,000,000	0
指定正味財産合計	1,270,483,071	1,297,876,271	-27,393,200
(うち基本財産への充当額)	(1,230,483,071)	(1,257,876,271)	(-27,393,200)
(うち特定資産への充当額)	(40,000,000)	(40,000,000)	0
2 一般正味財産	44,290,706	78,289,521	-33,998,815
正味財産の部合計	1,314,773,777	1,376,165,792	-61,392,015
負債及び正味財産合計	1,391,734,040	1,439,412,172	-47,678,132

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,814,982	5,809,235	5,747
基本財産受取利息	5,814,982	5,809,235	5,747
特定資産運用益	29,877	764	29,113
特定資産受取利息	29,877	764	29,113
受取会費	9,342,500	9,093,000	249,500
受取会費	9,342,500	9,093,000	249,500
事業収益	46,399,355	38,499,700	7,899,655
入場料収益	13,630,480	14,097,170	-466,690
出演料収益	21,700,000	12,130,000	9,570,000
参加料収益	1,208,400	818,000	390,400
販売収益	648,800	558,990	89,810
その他の収益	932,130	882,211	49,919
派遣収益	8,279,545	10,013,329	-1,733,784
受取補助金等	485,852,200	514,625,841	-28,773,641
受取補助金	235,000,000	235,000,000	0
受取国庫補助金	43,627,000	52,496,000	-8,869,000
受取受託金	195,100,000	214,159,841	-19,059,841
受取民間助成金	12,125,200	12,970,000	-844,800
受取負担金	4,507,957	22,000,000	-17,492,043
受取負担金	4,507,957	22,000,000	-17,492,043
受取寄付金	1,367,600	939,000	428,600
受取寄付金	1,367,600	939,000	428,600
雑収益	1,952,727	844,962	1,107,765
雑収益	1,952,727	844,962	1,107,765
経常収益計	555,267,198	591,812,502	-36,545,304
(2) 経常費用			
事業費	558,835,326	538,267,251	20,568,075
報酬	230,749,307	240,985,693	-10,236,386
給料手当	28,655,226	28,013,532	641,694
賞与引当金繰入額	1,778,000	1,427,000	351,000
福利厚生費	5,328,575	4,843,444	485,131
旅費交通費	23,769,998	14,008,103	9,761,895
通信運搬費	5,450,734	6,073,773	-623,039
車両運搬具減価償却費	1,238,527	28,118	1,210,409
構築物減価償却費	52,162	52,162	0
工具器具備品減価償却費	2,344,230	2,273,019	71,211
建物減価償却費	206,153	197,749	8,404
消耗品費	10,671,089	15,637,998	-4,966,909
修繕費	6,918,442	6,114,129	804,313
印刷製本費	2,895,485	2,305,132	590,353
光熱水料費	26,176,559	24,504,813	1,671,746
使用料及び賃借料	25,865,431	27,592,893	-1,727,462
災害保険料	1,171,040	1,029,680	141,360
保険料	941,187	894,202	46,985
諸謝金	35,402,939	34,141,410	1,261,529
租税公課	15,636,490	2,524,350	13,112,140
支払負担金、補助金及び交付金	8,561,600	11,803,837	-3,242,237
支払利息	7,157	161,352	-154,195
委託費	120,520,761	108,290,909	12,229,852
手数料	3,898,792	4,529,136	-630,344
食糧費	90,795	372,407	-281,612

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
雑費	504,647	462,410	42,237
管理費	30,551,359	28,646,231	1,905,128
役員報酬	476,000	491,200	-15,200
給料手当	11,189,010	11,208,538	-19,528
退職給付費用	332,000	332,000	0
賞与引当金繰入額	451,000	337,000	114,000
福利厚生費	2,635,492	2,906,288	-270,796
会議費	343,684	355,129	-11,445
旅費交通費	32,600	220,170	-187,570
通信運搬費	194,054	258,105	-64,051
車両運搬具減価償却費	175,612	0	175,612
消耗品費	507,683	432,245	75,438
修繕費	186,746	132,029	54,717
印刷製本費	9,240	3,960	5,280
光熱水料費	4,619,832	4,195,193	424,639
使用料及び賃借料	719,806	573,143	146,663
災害保険料	192,950	207,000	-14,050
保険料	99,990	99,990	0
租税公課	597,581	593,750	3,831
支払負担金、補助金及び交付金	323,500	313,500	10,000
委託費	6,669,885	5,316,100	1,353,785
手数料	785,340	656,815	128,525
食糧費	9,354	14,076	-4,722
経常費用計	589,386,685	566,913,482	22,473,203
評価損益等調整前当期経常増減額	-34,119,487	24,899,020	-59,018,507
投資有価証券評価損益等	-12,000	-1,192	-10,808
投資有価証券評価損益等	-12,000	-1,192	-10,808
評価損益等計	-12,000	-1,192	-10,808
当期経常増減額	-34,131,487	24,897,828	-59,029,315
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	132,682	0	132,682
車両運搬具売却益	132,682	0	132,682
経常外収益計	132,682	0	132,682
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	10	1	9
車両運搬具売却損	1	0	1
什器備品売却損	9	1	8
経常外費用計	10	1	9
当期経常外増減額	132,672	-1	132,673
他会計からの繰入額	388,181	349,608	38,573
他会計への繰出額	388,181	349,608	38,573
税引前当期一般正味財産増減額	-33,998,815	24,897,827	-58,896,642
当期一般正味財産増減額	-33,998,815	24,897,827	-58,896,642
一般正味財産期首残高	78,289,521	53,391,694	24,897,827
一般正味財産期末残高	44,290,706	78,289,521	-33,998,815
II 指定正味財産増減の部			
基本財産評価損益等	-27,393,200	-11,843,608	-15,549,592
基本財産評価損益等	-27,393,200	-11,843,608	-15,549,592
当期指定正味財産増減額	-27,393,200	-11,843,608	-15,549,592
指定正味財産期首残高	1,297,876,271	1,309,719,879	-11,843,608
指定正味財産期末残高	1,270,483,071	1,297,876,271	-27,393,200
III 正味財産期末残高	1,314,773,777	1,376,165,792	-61,392,015

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業	収益目的事業	法人管理	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	4,651,985	0	1,162,997	5,814,982
基本財産受取利息	4,651,985	0	1,162,997	5,814,982
特定資産運用益	29,877	0	0	29,877
特定資産受取利息	29,877	0	0	29,877
受取会費	9,342,500	0	0	9,342,500
受取会費	9,342,500	0	0	9,342,500
事業収益	44,818,425	1,580,930	0	46,399,355
入場料収益	13,630,480	0	0	13,630,480
出演料収益	21,700,000	0	0	21,700,000
参加料収益	1,208,400	0	0	1,208,400
販売収益	0	648,800	0	648,800
その他の収益	0	932,130	0	932,130
派遣収益	8,279,545	0	0	8,279,545
受取補助金等	460,002,200	0	25,850,000	485,852,200
受取補助金	209,150,000	0	25,850,000	235,000,000
受取国庫補助金	43,627,000	0	0	43,627,000
受取受託金	195,100,000	0	0	195,100,000
受取民間助成金	12,125,200	0	0	12,125,200
受取負担金	4,507,957	0	0	4,507,957
受取負担金	4,507,957	0	0	4,507,957
受取寄付金	1,367,600	0	0	1,367,600
受取寄付金	1,367,600	0	0	1,367,600
雑収益	1,908,751	12,663	31,313	1,952,727
雑収益	1,908,751	12,663	31,313	1,952,727
経常収益計	526,629,295	1,593,593	27,044,310	555,267,198
(2) 経常費用				
事業費	557,713,957	774,389	346,980	558,835,326
報酬	230,749,307	0	0	230,749,307
給料手当	28,655,226	0	0	28,655,226
賞与引当金繰入額	1,778,000	0	0	1,778,000
福利厚生費	5,092,645	0	235,930	5,328,575
旅費交通費	23,769,998	0	0	23,769,998
通信運搬費	5,448,444	2,290	0	5,450,734
車両運搬具減価償却費	1,238,527	0	0	1,238,527
構築物減価償却費	52,162	0	0	52,162
工具器具備品減価償却費	2,344,230	0	0	2,344,230
建物減価償却費	206,153	0	0	206,153
消耗品費	10,354,622	316,467	0	10,671,089
修繕費	6,918,442	0	0	6,918,442
印刷製本費	2,855,617	39,868	0	2,895,485
光熱水料費	26,176,559	0	0	26,176,559
使用料及び賃借料	25,864,831	600	0	25,865,431
災害保険料	1,153,390	0	17,650	1,171,040
保険料	941,187	0	0	941,187
諸謝金	35,402,939	0	0	35,402,939
租税公課	15,478,775	64,315	93,400	15,636,490
支払負担金、補助金及び交付金	8,555,600	6,000	0	8,561,600
支払利息	7,157	0	0	7,157
委託費	120,520,761	0	0	120,520,761
手数料	3,878,023	20,769	0	3,898,792
食糧費	90,795	0	0	90,795
雑費	180,567	324,080	0	504,647
管理費	0	0	30,551,359	30,551,359
役員報酬	0	0	476,000	476,000
給料手当	0	0	11,189,010	11,189,010
退職給付費用	0	0	332,000	332,000

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業	収益目的事業	法人管理	合 計
賞与引当金繰入額	0	0	451,000	451,000
福利厚生費	0	0	2,635,492	2,635,492
会議費	0	0	343,684	343,684
旅費交通費	0	0	32,600	32,600
通信運搬費	0	0	194,054	194,054
車両運搬具減価償却費	0	0	175,612	175,612
消耗品費	0	0	507,683	507,683
修繕費	0	0	186,746	186,746
印刷製本費	0	0	9,240	9,240
光熱水料費	0	0	4,619,832	4,619,832
使用料及び賃借料	0	0	719,806	719,806
災害保険料	0	0	192,950	192,950
保険料	0	0	99,990	99,990
租税公課	0	0	597,581	597,581
支払負担金、補助金及び交付金	0	0	323,500	323,500
委託費	0	0	6,669,885	6,669,885
手数料	0	0	785,340	785,340
食糧費	0	0	9,354	9,354
経常費用計	557,713,957	774,389	30,898,339	589,386,685
評価損益等調整前当期経常増減額	-31,084,662	819,204	-3,854,029	-34,119,487
投資有価証券評価損益等	-12,000	0	0	-12,000
投資有価証券評価損益等	-12,000	0	0	-12,000
評価損益等計	-12,000	0	0	-12,000
当期経常増減額	-31,096,662	819,204	-3,854,029	-34,131,487
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	110,953	0	21,729	132,682
車両運搬具売却益	110,953	0	21,729	132,682
経常外収益計	110,953	0	21,729	132,682
(2) 経常外費用				
固定資産売却損	10	0	0	10
車両運搬具売却損	1	0	0	1
什器備品売却損	9	0	0	9
経常外費用計	10	0	0	10
当期経常外増減額	110,943	0	21,729	132,672
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-30,985,719	819,204	-3,832,300	-33,998,815
他会計振替額	388,181	-388,181	0	0
他会計からの繰入額	388,181	0	0	388,181
他会計への繰出額	0	388,181	0	388,181
税引前当期一般正味財産増減額	-30,597,538	431,023	-3,832,300	-33,998,815
当期一般正味財産増減額	-30,597,538	431,023	-3,832,300	-33,998,815
一般正味財産期首残高	57,355,901	6,456,229	14,477,391	78,289,521
一般正味財産期末残高	26,758,363	6,887,252	10,645,091	44,290,706
II 指定正味財産増減の部				
基本財産評価損益等	-21,914,560	0	-5,478,640	-27,393,200
基本財産評価損益等	-21,914,560	0	-5,478,640	-27,393,200
当期指定正味財産増減額	-21,914,560	0	-5,478,640	-27,393,200
指定正味財産期首残高	1,038,301,019	0	259,575,252	1,297,876,271
指定正味財産期末残高	1,016,386,459	0	254,096,612	1,270,483,071
III 正味財産期末残高	1,043,144,822	6,887,252	264,741,703	1,314,773,777

財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科	目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	普通預金	(普通預金小計)		
		静岡銀行呉服町支店	運転資金として保有	32,194,483
		スルガ銀行静岡県庁支店	運転資金として保有	20,124,613
		清水銀行本店営業部		6,127,008
		静岡中央銀行静岡支店		980,331
		しずおか焼津信用金庫本店		2,568
		静岡信用金庫本店営業部		1,290,354
	静岡県信用農業協同組合連合会本店		3,461,799	
ゆうちょ銀行		197,223		
未収金		入場料、派遣収入、補助金等	10,587	
前払金		労災保険料、役員賠償責任保険料	48,566,630	
仮払金		翌年度事業の必要経費等	618,237	
棚卸資産		書籍、Tシャツ・バッグ	200,000	
流動資産合計				3,269,154
				84,848,504
(固定資産) 基本財産	投資有価証券	(投資有価証券小計)		
		国債	公益・管理目的保有財産	1,218,583,200
	都道府県債	(運用益は公益事業・管理事業の財源に)	335,043,200	
	定期預金	(定期預金小計)	公益・管理目的保有財産	883,540,000
		静岡銀行呉服町支店	(運用益は公益事業・管理事業の財源に)	11,899,871
	基本財産合計			11,899,871
				1,230,483,071
特定資産	中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産	定期預金(静岡銀行呉服町支店)	中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産として管理	30,000,000
		定期預金(スルガ銀行静岡県庁支店)	同 上	10,000,000
	退職給付引当資産	通知預金 スルガ銀行静岡県庁支店	退職金支払に備えたもの	4,404,000
	賞与引当資産	定期預金 スルガ銀行静岡県庁支店	賞与支払に備えたもの	2,229,000
	特定資産合計			46,633,000
その他固定資産	建物 車両運搬具 構築物 機械装置 工具器具備品 電話加入権	静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	707,266
		静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的及び管理事業用財産	3,810,443
		静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	1,841,179
		静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	2
		静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的及び収益・管理事業用財産	22,209,375
		静岡芸術劇場・舞台芸術公園	公益目的事業用財産	1,201,200
		その他固定資産合計		
	固定資産合計			
資産合計				1,391,734,040
(流動負債)	未払金	(未払金計)		
		管理費	管理事業未払金	64,253,373
		会議費	同 上	743,341
		舞台芸術の創造と公演	公益事業未払金	2,400
		舞台芸術に関する人材の育成	同 上	50,222,806
		舞台芸術に関する活動の支援	同 上	1,278,578
		施設管理運営事業	同 上	272,302
		SHIZUOKAせかい演劇祭2025準備事業	同 上	4,899,902
		演劇ミュージアム	同 上	5,430,840
		運営費	同 上	40,520
		カフェ・物販	同 上	1,340,875
	収益事業未払金		21,809	
	前受金	(前受金計)		3,143,600
	令和7年度「SPACの会」会費	公益目的事業前受金	3,020,000	
	令和7年度チケット代	公益目的事業前受金	123,600	
預り金	(預り金計)		2,754,635	
	所得税	所得税の預り金	2,665,235	
	住民税	住民税の預り金	89,400	
賞与引当金	スルガ銀行静岡県庁支店	賞与支払に備えたもの	2,229,000	
仮受金	あしながおじさんプロジェクト、チケット手数料	あしながおじさんプロジェクト仮受け金等	175,655	
流動負債合計				72,556,263
(固定負債)	退職給付引当金		退職金支払に備えたもの	4,404,000
固定負債合計				4,404,000
負債合計				76,960,263
正味財産				1,314,773,777

令和7年度事業計画

I 基本方針

俳優、専門技術スタッフを擁する本格的な文化事業財団として、舞台芸術の創造と公演活動を行うとともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を図り、もって国内外への積極的な情報発信に努め、静岡県の高い文化の創出に寄与する。

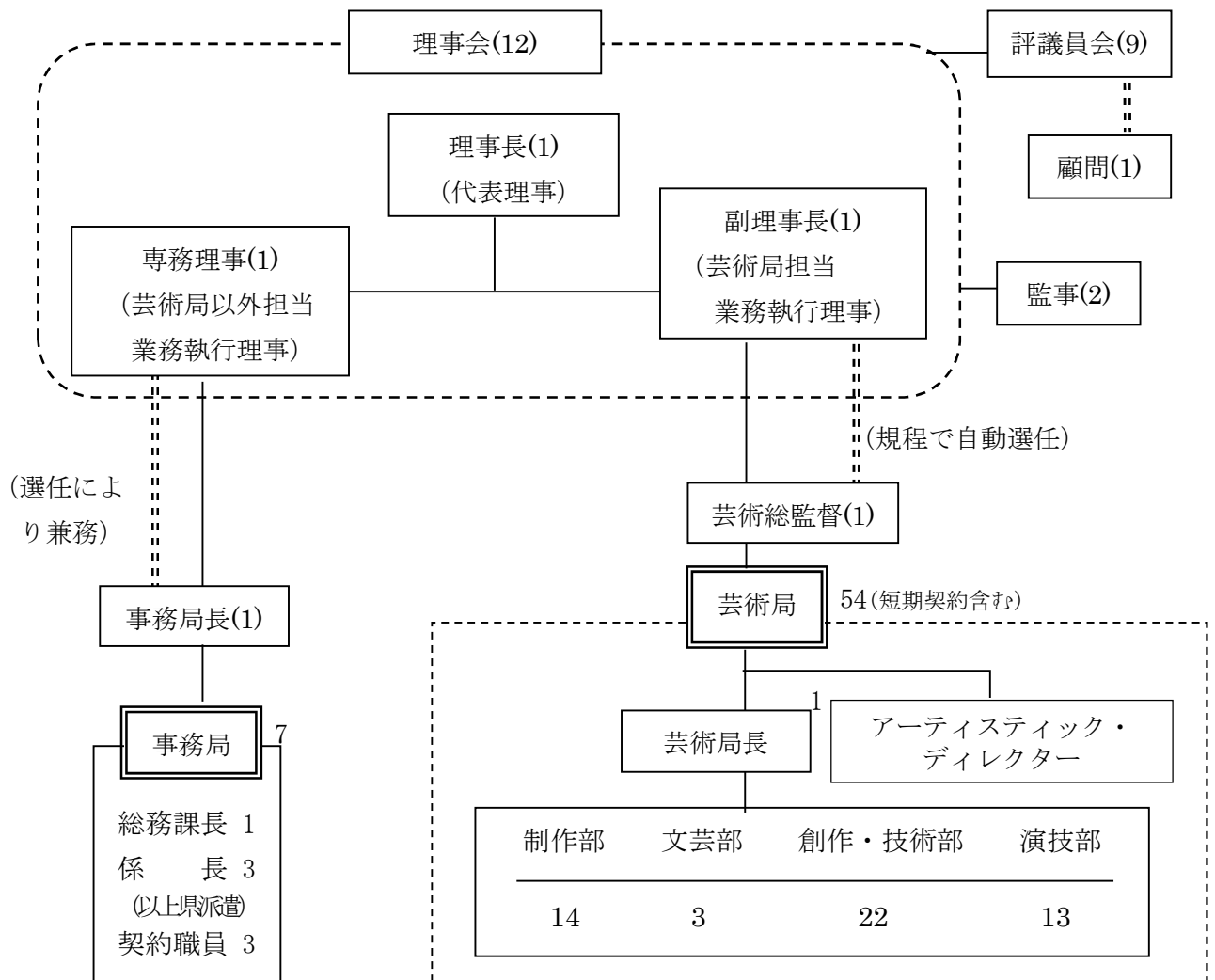
II 財団の運営

1 理事会・評議員会の開催

財団の基本方針、事業計画、予算などを議決するために、理事会、評議員会を開催し適切な運営に努める。

2 組織体制

令和7年度の事務局及び芸術局の組織は、下図のとおりとする。(記載人数はR7.2.1現在)



【アーティスティック・ディレクターの設置】

- ・芸術局内の組織、分掌は、副理事長が定める。（定款43条4項）
- ・「アーティスティック・ディレクター」は、副理事長が芸術局内に設置し、属人的に任免する。
- ・「アーティスティック・ディレクター」の分掌は、副理事長が「芸術局の行う事業の企画立案に関して原案を作成する専門家」として定める。その原案は、さらに芸術総監督の権限で調整・決定し、副理事長により業務執行される。

3 財産の運用

財団の基本財産、積立資金及び運用財産については、資産運用規程に基づき、国債、公債又は定期預金等の元本返還が確実な方法で運用に努める。

4 事業計画

【公益事業】

舞台芸術の創造と公演活動や、優れた舞台芸術の紹介、舞台芸術に関する人材の育成、舞台芸術活動の支援を行うことで、芸術文化の振興を図り、静岡県を『演劇の都』とすることで、世界各国の文化との交流の促進や、優れた特徴ある静岡県的情報を国内外に発信する事業を実施する。

(1) 舞台芸術の創造と公演

ア 舞台芸術作品の創造と公演

(ア) SHIZUOKA せかい演劇祭 2025

静岡から世界に向けて情報発信する国際的な舞台芸術の祭典

時 期	内 容	会 場
4月26日(土)～5月6日(火・振)	『<不可能>の限りで』(スイス) 『ラクリマ、涙』(フランス) 『マミ・ワタと大きな瓢箪』(フランス・カメルーン) 『叫び』(日本)	静岡芸術劇場 舞台芸術公園 グランシップ

(イ) ふじのくに野外芸術フェスタ 2025 における公演

駿府城公園など、県内で広域にふじのくにの魅力を発信し、国内外からの誘客・交流人口のさらなる拡大や賑わいの創出を図る。

時 期	内 容	会 場
4月29日(火・祝) 5月2日(金)～ 6日(火・振)	『ラーマーヤナ物語』の公演	駿府城公園 紅葉山庭園前広場
10月又は11月	『未定』	つま恋
5月3日(土・祝) ～5日(月・祝)	『ストレンジシード静岡』の開催	駿府城公園各所 静岡市役所前ほか

(ウ) 秋のシーズン公演

10月から3月にかけて、『弱法師』、『ハムレット』、『ガリレオの生涯(仮)』の3演目を上演する。

(エ) 「TECH BEAT Shizuoka 2025」における公演

県内企業と首都圏を中心としたスタートアップ企業とのビジネスマッチングを促すイベント「TECH BEAT Shizuoka 2025」にて、SPACの公演を実施する。

(オ) シアター・リーグ・プロジェクト（仮称）

SPAC と KAAT 神奈川芸術劇場が、持続可能な流通構造の構築を目指し立ち上げた連携プロジェクト。2025 年度はテーマを「宝さがし」（何が自分にとっての「宝」なのかを考える）として、キッズ向け作品を創作、互いの作品を招聘・上演する。

(カ) 出張公演

時 期	内 容	会 場
8 月	『鏡の中の鏡（仮題）』	グランシップ（静岡市）
2 月 3 月	『うなぎの回遊 Eel Migration(仮題)』 ワーク・イン・プログレス	（浜松市）
1 月～ 2 月	『弱法師』	沼津市民文化センター（沼津市） 浜北文化センター（浜松市）

(キ) 県外公演

時 期	内 容	会 場
8 月	『未定』	大阪万博宮田パビリオン（大阪市）
7 月	『鏡の中の鏡（仮題）』	K A A T（横浜市）
1 0 月	『ちかくにあるとおく～鏡 の国のアリスより～』	茨木市市民総合センター多目的ホール （大阪・茨木市）
1 2 月	『伊豆の踊子』	昭和女子大学（東京都世田谷区）

(ク) 海外公演

時 期	内 容	会 場
6 月	『王女メデシア』	コロネット劇場（イギリス）

(ケ) SHIZUOKA せかい演劇祭 2026 の開催準備

令和 8 年度に開催する「SHIZUOKA せかい演劇祭 2026」の内容検討や広報等の準備を行う。

イ その他の取組

(ア) 「おはなし劇場」

子育て世代の親子を対象とし、絵本の読み聞かせとは違い、俳優の声と音楽でつくる物語の世界を創作し、親子に演劇について理解を深めてもらう。

(イ)「出張劇場・出張朗読公演」

自治体等が主催する各種イベントにおいて、SPACならではのパフォーマンスを実施する。

(ウ) インクルーシブシアター「てあとるてをとる」

乳幼児と保護者や、障がい者とその補助者を対象としたバリアフリーなインクルーシブシアターを創作、上演する。『ちかくにあるとおく』を、静岡芸術劇場ホワイエでの上演のほか、特別支援学校等でのアウトリーチ活動を行う。

(2) 舞台芸術に関する人材育成

ア 「中高生舞台芸術鑑賞事業」

県内の中学生及び高校生に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、静岡芸術劇場に加えて、東部、西部地区にSPACのサテライト会場と位置付ける拠点を設け、取組をより充実強化していく。

時 期	演 目	公演数	会 場
10月～3月	『弱法師』 『ハムレット』 『ガリレオの生涯(仮)』	50回※	静岡芸術劇場 浜松市浜北文化センター(西部拠点) 沼津市民文化センター(東部拠点)

※ 公演数は2月1日現在

イ 「SPAC演劇アカデミー」

少数精鋭の高校生たちがSPACの俳優・スタッフ等による指導の下で演劇を学ぶ高校生を対象とした1年制の演劇塾。演技の基礎に加えて、上演に向けての稽古や、教養・英語・ライティングの学習等により、思考力・対話力を養う。

時 期	内 容	会 場
4月～3月	実技 ミュージカル映画で学ぶ英語 等	舞台芸術公園 椿円堂 ほか

ウ 「SPACシアタースクール」

県内の中学1年生から高校3年生の子どもとその保護者を対象に、講義や実技、鑑賞を通じて演劇の魅力をより深く体験してもらうプログラムを実施する。

また、最終日には、静岡芸術劇場でその成果を発表する。

時 期	募集人員	対 象 者	内 容
8月	30人程度	中学1年生から高校3年生とその保護者	演劇の基本学習、稽古、作品制作、発表

エ 「スパカンファン・プラス・プロジェクト」

新しい舞台を創造するため、フランスの振付家メルラン・ニヤカム氏を迎え、国際的共同制作プロジェクトを実施する。具体的には、55歳以上のダンサーたちと静岡県の中高生が出会う事業として、新たな作品等を創造する。

時 期	演 目	公演数	会 場
8 月	『ISSAMBA～together as one (仮題)』 発表会	2 回	静岡芸術劇場

オ 「すばっくこども大会」

生き生きとした個性を持った子供たちを育て応援するため、ユニークな歌唱、舞踏、演奏、その他様々な身体芸をもった子供たちに、その才能を発揮する場を提供する。また、SPACの俳優がアドバイスすることで舞台の魅力をより感じる機会をつくる。

時 期	対象者	ジャンル	会 場
3 月	県内の小学生	バレエ・ダンス、楽器演奏、歌、体操、大道芸、朗読等	静岡芸術劇場

カ 「すばっくおやこ小学校」

小学生とその親が“同級生”として授業に参加し、同じ目線に立って共に学ぶ連続プログラム。静岡芸術劇場のほか、長泉、菊川、浜北でも実施する。

キ 「放課後えんげき教室」

小学生の子どもが過ごす「放課後こども教室」や「放課後児童クラブ」において、SPACの俳優やスタッフが培ってきた経験や技術をもとにワークショップを実施する。

ク 「みんなで育てよう！ダンスの種プロジェクト」

SPACのスタッフをダンスの講師として学校に派遣し、子どもたちがコンテンポラリーダンスを通して、身体と音楽で遊び、作品を創作するダンス教育の指導を支援する。

ケ 「子どもが文化と出会う機会創出事業」

静岡県の委託を受けて、県内の学校等で行う演劇・ダンスのワークショップや部活動指導等の学校訪問プログラム、中学生、高校生に向けた県内出張公演を実施する。

コ 海外からの教育研修等の受け入れ

海外からの教育旅行等を積極的に受け入れる。令和7年度は韓国のソウル演劇協会の学生及びフランス・パリのコンセルヴァトワールの受け入れを予定している。

サ 「ストリートシアター グローバル人材育成プロジェクト”STRANGE Lab.”」
「ストリートシアター」の創作・上演に加え、連続講座「ストリートシアター
ってなんだ？」を開催し、講座を通じて「ストリートシアター」の作劇術等を
学ぶとともに、「ストリートシアター」の見方を養い、批評言語を作る。

(3) 舞台芸術に関する活動の支援

ア 「SPAC県民月間」

県内を中心に演劇やダンス、音楽等の舞台芸術活動を行っている団体の中から
“SPAC県民劇団”を募集し、同団体が行う創造・上演活動を支援する。

時 期	内 容	公演数	会 場
8月・2月	県内の団体による演劇・ダンス公演 上演にあたり、SPACの照明・音響・ 制作の面で協力する。	未定	舞台芸術公園

イ 「人材派遣と技術支援」

県内の大学や公共ホールなどへSPAC専属スタッフ等を講師として派遣す
るなど、他団体が行う舞台公演の支援を行う。

ウ 「ミニミュージアムてあとろん」

舞台芸術公園の魅力向上と舞台芸術への理解醸成を図るため、舞台芸術の歴史や
SPACの歩み等を掲示するミニミュージアムを運営する。

エ 「舞台芸術に関する論考テキスト」

現代社会における舞台芸術の役割を多角的に検証するため、「SHIZUOKA せかい
演劇祭（旧：ふじのくにせかい演劇祭）」や「秋のシーズン」のテーマ等につい
て、各界の専門家による対談や論考を掲載したテキスト等を発行する。

(4) 静岡県舞台芸術公園の管理（県からの指定管理業務）

県から指定管理者の指定を受け舞台芸術公園の維持管理業務を実施する。

指定管理業務の内容		
施設内整備	電機設備保守点検	舞台音響設備保守点検
施設内清掃	給水設備保守点検	舞台機構設備保守点検
空調設備保守点検	污水处理施設保守点検	植栽等園地管理
消防設備保守点検	舞台照明設備保守点検	公園内施設の各種修繕

(5) 賛助会員及びSPACの会の募集

観客とSPACとの交流を深めるため、会員の増加に向けて、積極的に法人等へ
の営業活動を行う。

【収益事業】

(1) 「カフェ・物販事業」

舞台芸術への理解や知識を深めるとともに、SPACの活動に親しみを持つことを目的に、書籍、Tシャツ等の作成・販売やカフェの営業等を行う。

(2) 「静岡県舞台芸術公園飲料自動販売機設置運用事業」

静岡県舞台芸術公園の利用者サービスの向上と当法人の収入増を図るため、静岡県舞台芸術公園に飲料自動販売機を設置し運用する。

※収益事業の利益は、公益事業の財源とする。

収支予算書(当初予算)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,808	5,808	0
基本財産受取利息	5,808	5,808	0
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
受取会費	9,300	9,000	300
受取会費	9,300	9,000	300
事業収益	64,259	62,880	1,379
入場料収益	26,088	18,010	8,078
出演料収益	25,471	34,870	△ 9,399
参加料収益	1,700	1,000	700
販売収益	500	500	0
その他の収益	2,500	500	2,000
派遣収益	8,000	8,000	0
受取補助金等	494,935	469,297	25,638
受取補助金	235,000	235,000	0
受取国庫補助金	74,500	53,000	21,500
受取受託金	167,435	171,297	△ 3,862
受取民間助成金	18,000	10,000	8,000
受取負担金	10,000	15,000	△ 5,000
受取負担金	10,000	15,000	△ 5,000
受取寄付金	20,300	20,300	0
受取寄付金	300	300	0
受取寄付金振替額	20,000	20,000	0
(基本財産取崩振替額)			
雑収益	1,000	1,500	△ 500
雑収益	1,000	1,500	△ 500
経常収益計	605,602	583,785	21,817

収支予算書(当初予算)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
(2)経常費用			
事業費	573,602	551,785	21,817
報酬	238,427	240,164	△ 1,737
給料手当	30,500	30,500	0
退職給付費用	0	0	0
賞与引当金	1,768	1,600	168
福利厚生費	5,158	5,158	0
旅費交通費	25,311	16,968	8,343
通信運搬費	6,500	5,500	1,000
減価償却費	2,645	3,158	△ 513
消耗品費	13,540	8,984	4,556
修繕費	12,163	12,163	0
印刷製本費	5,186	5,186	0
光熱水料費	25,823	24,823	1,000
使用料及び賃借料	30,221	30,221	0
保険料	1,531	1,531	0
災害保険料	547	547	0
諸謝金	30,313	26,813	3,500
租税公課	4,969	4,969	0
支払負担金・補助金・交付金	11,500	11,500	0
支払利息	500	500	0
委託費	121,500	116,000	5,500
雑費	500	500	0
食料費	1,000	1,000	0
手数料	4,000	4,000	0

収支予算書(当初予算)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
管理費	32,000	32,000	0
報酬	0	0	0
役員報酬	500	500	0
会議費	300	300	0
給料手当	12,928	12,928	0
退職給付費用	332	332	0
賞与引当金	400	400	0
福利厚生費	3,024	3,024	0
旅費交通費	246	200	46
通信運搬費	200	177	23
減価償却費	0	0	0
消耗品費	441	441	0
修繕費	50	50	0
印刷製本費	5	5	0
光熱水料費	6,471	6,303	168
使用料及び賃借料	1,654	1,654	0
保険料	100	100	0
災害保険料	204	204	0
諸謝金	22	22	0
租税公課	600	414	186
支払負担金・補助金・交付金	145	145	0
支払利息	0	0	0
委託費	4,000	4,500	△ 500
雑費	16	16	0
食料費	9	9	0
手数料	353	276	77
経常費用計	605,602	583,785	21,817
当期経常増減額	0	0	0

収支予算書(当初予算)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度当初予算	前年度当初予算	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
(特定費用準備資金取崩計画額)	0	0	0
(特定費用準備資金繰越予定額)	0	0	0
一般正味財産期首残高	9,259	9,259	0
一般正味財産期末残高	9,259	9,259	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	20,000	20,000	0
当期指定正味財産増減額	△ 20,000	△ 20,000	0
指定正味財産期首残高	1,249,483	1,269,483	△ 20,000
指定正味財産期末残高	1,229,483	1,249,483	△ 20,000
Ⅲ 正味財産期末残高	1,238,742	1,258,742	△ 20,000

(注記事項)

1 借入金限度額 200,000千円 200,000千円